

# 福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月30日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

## 資 料

---

改正概要	.....	1
改正内容	.....	1
施行日	.....	2

子育て支援課

## 1 改正概要

本条例（平成 26 年大磯町条例第 12 号）は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）を踏まえ、規定しています。

この度、下記の内容について国基準が改正されたことに伴い、本条例の規定を改正します。

- 内容
- （1）インターネットを利用して施設の重要事項を公衆の閲覧に供することの義務化
  - （2）特別利用保育・特別利用教育に係る読み替え規定の整理
  - （3）電磁的記録による交付に係る文言の適正化

## 2 改正内容

### （1）インターネットを利用して施設の重要事項を公衆の閲覧に供することの義務化

利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる施設の重要事項（運営規程の概要等）を書面で掲示することに加え、インターネット上においても閲覧できるようにすることを義務付けるものです。

### （2）特別利用保育・特別利用教育に係る読み替え規定の整理

教育認定を受けた満 3 歳以上の子どもが保育所を利用する「特別利用保育」及び、保育認定を受けた満 3 歳以上の子どもが幼稚園を利用する「特別利用教育」に係る読み替え規定を整理します。

### (3) 電磁的記録による交付に係る文言の適正化

磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言を適正化します。

## 3 施行日

令和6年4月1日から施行します。

※ 2 (2)・(3) → 公布の日から施行